産業遺産学会 2024 年 7 月 18 日臨時理事会 議事録

日時

2024 年 7 月 18 日（木）20:00～20:30、Zoom

参加

秋葉、市川、尾﨑、後藤、小西、鈴木、時里、藤本

審議事項

７月８日、現職理事８名から出された「数々の非違行為を犯した横山悦生現会長の退任を要求」に関する審議（資料２種類添付）

議事録

理事長が議長となり以下のとおり会を進めた。

本臨時理事会は７月８日、現職理事８名から出され、事前に送付した「臨時理事会開催請求書」を受け規約第 31 条２項に基づき開催した。議案は、その別添資料「臨時理事会開催請求の目的」に明記されている「数々の非違行為を犯した横山悦生現会長の退任を要求」の審議で、審議議決事項は規約第 34 条１項が定める「あらかじめ通知した事項」のみとし、規約第 35 条４項「特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない」に照らして行った。

理事会は、規約第 31 条２項「理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき」を満たせば開催しなければならないと定められているが、横山悦生会長は７月 12 日９:48 分と７月 17 日 10:31、全役員に送信したメールで臨時理事会の招集拒否とボイコットを呼びかけた。これは明らかに規約第 31 条２項に違反する行為であり、規約を遵守した学会運営が機能していないことを表す明白な証拠であることから、規約第 14 条３項「理事長は、会長に事故あるときは、その職務を代行する」に基づき、理事長が会長に代わって本臨時理事会を招集し、規約第 33 条の定めにしたがって議長を務めた。

まず意見を求めたが、意見は出されなかった。

続いて採決を行った結果、議決権をもつ７名の理事全員が賛成し、事前に賛成表明した理事１名を加えると。賛成は理事８名となった。規約第 34 条２項「理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し」に照らし、本議案「数々の非違行為を犯した横山悦生現会長の退任を要求」は可決された。なお事前に賛成を表明した理事１名は、規約第 35 条２

項「やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる」に基づき、賛成とした。

臨時理事会での議決を受け、7月18日をもって、理事長が会長を代行することとする。なお、役員の解任は規約第21条6項で総会での議決を義務付けていることから、規約第22条2項1「理事会が必要と認め招集の請求をしたとき」に則り、できるだけ速やかに臨時総会を開き、会員の審判を仰ぐこととする。

2024年7月25日

産業遺産学会理事長　小西伸彦